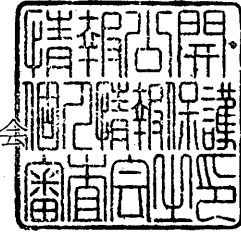


多田 雅史 様

情報公開・個人情報保護審査会



理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁（厚生労働大臣）から提出された理由説明書の写しを送付いたします。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めましたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号： 令和2年（行情）諮問第641号

事件名： 特定医薬品に関する陳情の会議の記録の不開示決定（不存在）に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

令和3年1月5日（火）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることがあり得ますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁に対し、その写しを交付することとしますので、御了承願います。

総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎5階

電話 03-5501-2878

FAX 03-3502-0165

(別 紙)

令和2年(行情)諮問第641号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

(氏名) \_\_\_\_\_

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、諮問庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

差支えない。

適当ではない。

(適当ではない理由)

Large empty space for providing reasons for the response.

諮問庁：厚生労働大臣

## 理由説明書

## 1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求に係る開示請求について、開示請求者は令和 2 年 5 月 25 日付けで、厚生労働大臣（以下「原処分庁」という。）に対して、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 3 条の規定に基づき、「2016 年から 2019 年の毎年、医薬・生活衛生局医薬安全対策課等の担当課における、「ベンゾジアゼピンに関する陳情の会議の記録」。これまでに毎年 7 月 11 日に開催されており、陳情者は「711」と称し、2016 年から 2019 年の 4 回の陳情の会議があり、その 4 回分の記録（資料及び議事録等の一式）」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、原処分庁が令和 2 年 6 月 24 日付け厚生労働省発薬生 0624 第 55 号により開示請求者に対して不開示決定（以下「原処分」という。）を行ったところ、開示請求者がこれを不服として、令和 2 年 6 月 29 日付け（7 月 2 日受付）で審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、新たに文書を特定した上で、その一部を不開示とすべきものとする。

## 3 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、

- (1) 会議資料及び議事録が存在しないとすれば、どのような対策を行っているかが不明である。
- (2) また、会議が 4 年間にわたり継続しているにもかかわらず、また、令和 2 年にも第 5 回目が予定されているにもかかわらず、配布資料（当日、陳情者が配布した資料）を廃棄した基準が不明であり、また、議事録の作成の不作为がある。特に、会議録も作成していないのであれば、711 陳情の当日の回答は虚偽回答になる。

以上のことから、不開示とした決定には合理的な理由を認めることはできず、改めて開示するよう主張している。

## 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、3（1）（2）により原処分は誤った処分である旨主張しているため、以下、検討する。

審査請求人は、「会議資料及び議事録が存在しないとすれば、どのような対策を行っているかが不明である」と主張するが、ベンゾジアゼピンに関する原処分庁の検討の有無と陳情記録等の不存在であることは直接関係がない。

審査請求人は「（前略）配布資料を廃棄した基準が不明であり、また、議事

録の作成の不作为がある。特に、会議録も作成していないのであれば、711 陳情の当日の回答は虚偽回答になる。」と主張するが、当日、陳情者から要請書等の会議資料は受け取っていない。また、陳情者から事前に送付され、当日の対応を行う部局の決定のために使われた資料は、厚生労働省行政文書管理規則第 15 条第 6 項第 2 号に規定する「定型的又は日常的な業務連絡」に該当する文書であり、保存期間が 1 年未満の行政文書と判断したことから、開示請求日時点で廃棄処分されていた。

さらに、本件会議の議事録は公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 4 条に基づき作成が義務付けられているものとは考えない。

しかしながら、本件審査請求に当たって、省内の関係部局を含め再度対象文書の探索を行ったところ、陳情者から事前に送付された資料の一部を開示請求時点で保有している部局があったことが明らかになったため、新たに当該文書を対象文書として特定する。

#### 5 新たに特定する文書の不開示情報該当性について

新たに特定した文書は、「ベンゾジアゼピン系薬物に関する要望書（令和元年 7 月 11 日付け）」であり、当該文書の担当者氏名及びメールアドレスについては、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、当該情報は法第 5 条第 1 号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、この情報が記録されている部分を不開示とする。

#### 6 結論

以上のおり、新たに対象文書を特定した上で、その一部につき不開示とすることが妥当であると考えらる。